東京都指定文化財保存事業費補助金の概要

1 概要

文化財の管理、保存等のための修理、購入等について、東京都で内容を精査し、補助金を交付する 必要性が認められた場合は、東京都文化財保護条例等の規定により、予算の範囲内において以下のと おり補助金を交付します。

- (1) 個人・法人(区市町村を除く)が所有する文化財 補助対象経費の50%を基本補助率とし、事業規模、所有者の財政状況等により、補助率を加算 し、補助します。
- (2) 区市町村が所有する文化財 補助対象経費の50%以内を補助します。

2 補助事業実施の流れ

(1) 事業内容の調査・検討

各区市町村教育委員会文化財保護主管課より、次年度以降の補助事業(修理・購入等)の計画について調査があります。調査結果に基づき、東京都で補助事業の内容を精査します。また、補助事業の内容について調整が必要な場合は、所有者等(補助事業者)・区市町村・東京都の3者で補助事業の内容を検討します。

(2) 申請

調査内容に基づき東京都で補助事業の必要性を検討し、予算の範囲内において補助金交付申請書の提出を所有者等(補助事業者)に依頼します。補助事業者はこの依頼を受け、所定の手続きにより交付申請書を提出します。

(3) 交付決定、事業実施、額の確定、交付

交付申請書に基づき東京都知事が補助金の交付を決定し、交付決定後所有者等(補助事業者)は 補助事業を実施します。補助事業完了後、所有者等(補助事業者)は所定の手続きにより補助事 業の実績報告書を提出し、東京都は実績報告書を審査の上、補助金を交付します。

時期	前年度		補助事業実施年度	
	5月以降	3月	4月以降	
事項	補助事業計画の ・検討	補助金交付申請書の 提出依頼 申請書の提出	補助金 実績報 動事業分付決定 第二 定工目から30日を経過した日度の4月10日のいずれか早い	
実施主体	所区東 有市京 者町都 等村	東京都	東 所 東 京 有 有 京 京 有 者 等 等	

3 その他

上記の制度は改正される場合があります。最新の制度については各所管区市町村教育委員会の文化 財主管課にお問合せください。